

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前								
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に6月に支給する場合においては100分の140を、12月に支給する場合においては100分の305を乗じて得た額とする。								
別表2 (第5条関係) 費用弁償額表					別表2 (第5条関係) 費用弁償額表								
車賃	交通費		日当		宿泊料 (1夜につき)			車賃	交通費		宿泊料 (1夜につき)		
1 k m につき	甲地方 1日 につき	乙地方 1日 につき	甲地方 1日 につき	乙地方 1日 につき	甲地方	乙地方	丙地方	1 kmにつき	甲地方1日 につき	乙地方1日 につき	甲地方	乙地方	丙地方
37円	2,500円	1,500円	2,200円	2,000円	12,000円	11,000円	3,000円	20円	1,800円	1,000円	9,000円	8,000円	3,000円
備考 甲地方、乙地方、丙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費については、町の常勤職員の例による。					備考 甲地方、乙地方、丙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費については、町の常勤職員の例による。								

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。